

ヤマハマリーナ琵琶湖 利用ご案内

この度は当ヤマハマリーナ琵琶湖ご利用のお問い合わせを頂きありがとうございました。
お申込に際してはのご案内をあらかじめご覧下さい。

1. お申込・問い合わせ先

ヤマハマリーナ琵琶湖 大津市下阪本 5-2-2

Tel. 077-578-2182 Fax. 077-579-5234

2. お申込資格

次の要件をすべて満たした方に限らせて頂きます。

- ① マリーナ利用契約を行う艇を所有、または購入を予定している方
(共同購入艇の場合は検査証記載の船舶所有者が代表して契約)
- ② 暴力団、暴力団員、暴力行為常習者、及びこれらの人との親交者以外の方
- ③ 営業行為を目的としない方

3. お申込に必要な書類

- ① 新規保管契約申込書
- ② 船舶検査証書(写し)、
- ③ 船舶検査手帳(写し)
- ④ 船舶登録証(写し)
- ⑤ 船舶操縦免許証(写し) 艇使用者が複数の場合は全員分
- ⑥ 水上オートバイの保管の場合：琵琶湖水面上オートバイ安全講習終了証(写し)
艇使用者が複数の場合は全員分
- ⑦ 預金口座振替依頼書(自動払込利用申込書)
- ⑧ 滋賀県条例に基づく表明・誓約書(押印もしくは署名)
- ⑨ 共同所有者及び使用予定者名簿(個人契約のみ)
- ⑩ 登記簿謄本(法人契約のみ) 履歴事項全部証明書

4. お申込にあたってのご確認

- ① 申込は申込書記載の本人(法人の場合は代表者、共同所有の場合は代表者)がご来社の上、申込書類をご提出ください。
- ② 申込書類に不実記載があった場合その申込は無効と致します。
- ③ マリーナ利用契約の可否決定は契約審査委員会の審査を経て別途書面にてお知らせします。(審査内容については公表致しません、お問い合わせにも一切応じられません)
- ④ 申込書類はお返し致しません。

5. マリーナ利用契約の締結

- ① 審査を経てご利用が決定した場合、マリーナ利用契約を締結して頂きます。
その際、面接にて契約条項、利用約款、安全航行規定をご説明致します。

- ② 契約締結時ご用意頂くもの
マリーナ利用契約書 2通 実印押印 印鑑証明証添付
保証金、年間マリーナ利用料、年間施設使用料、船台料、滋賀県小型船協会費

6. 各種利用料金について

- ① 各料金は毎年4月1日より翌年3月末日までを年度とします。初年度途中での契約に際しては当該年度の3月末日までの月割り計算でお支払い頂きます。
- ② マリーナ利用料等は改定される場合があります。その際保証金の積み増しをお願い致します。
- ③ 年度途中に契約艇の変更等で利用料に変更生じた場合、月割りにて精算下さい。
- ④ 契約期間中に解約の場合短期保管料の扱いとなり、通常月割り料金の2倍を申し受けます。従って9月以降解約の場合年間利用料の返金はありません。
- ⑤ 保証金は契約解約後、無利子にて全額返金致します。
- ⑥ 燃料、レストラン、マリンショップ等ご利用に際しての代金はその都度ご精算下さい。

7. ご利用に際してあらかじめご了解いただく事項

- ① 艇の置き場所は契約艇の大きさ等を勘案し、当マリーナにて決定致します。またヤード内の安全等状況の変化に伴い、マリーナの判断で場所移動を行うことがあります。
- ② マリーナ内での営業行為は一切お断り致します。マリーナの了解なく営業行為があった場合は解約させて頂きます。
- ③ 出港・帰港時の準備及び後片付けはオーナーの手で行って頂きます。
- ④ 出港に際しては携帯電話をお持ち下さい。
- ⑤ 所定の場所以外では火気厳禁です。(ヤード内は全面禁煙)
- ⑥ 刺青、タトゥーの方は利用をお断り致します。
- ⑦ マリーナ施設内では安全に関わるマリーナスタッフのご指示にはお従い下さい。
- ⑧ **クラブハウス・レストランのペット同伴の利用はご遠慮いただきます。**

8. 艇の保守管理責任について

マリーナは艇置き場の提供と各種施設を提供いたしますが、契約艇の保守、艇搭載機器備品等の管理は所有者の責任です。

台風等の天災や盗難等による艇及び搭載機器備品の損傷や滅失についてマリーナはその責を負いません。損害保険への加入をお勧めします。

9. マリーナ等利用権の処分について

契約した施設の利用権(名義変更を伴わない第三者による実質上の契約権利行使を含む)を他の第三者に譲渡、質権設定、その他一切の処分は出来ません。

このような場合はいずれも契約は自動的に解除されるものとします。

10. その他

これら規定はマリーナ管理者の必要に応じて予告無く変更することがあります。

以上



新規保管契約申込書

ヤマハマリーナ株式会社
ヤマハマリーナ琵琶湖 御中

私は 申込資格条件及び利用案内・利用規則に記載の事項を了承の上、マリーナの利用を申したいします。
ただし、弊社審査基準により艇置契約が締結されない場合異議ありません。

個人 申込	フリガナ 氏名	生年月日		共同所有
		S・H・R・西暦 年 月 日 ()		有 ・ 無
	住所 〒	Tel. Fax. 携帯.		
	職業	会社員 ・ 会社役員 ・ 公務員 ・ 自営業 ・ 自由業 ・ その他()		
	勤務先名	業種	Tel.	
	所在地 〒	Fax.		
法人 申込	フリガナ 法人名	業種		
	所在地 〒	Tel.		
		Fax.		
	代 表 者	フリガナ 氏名	役職	生年月日 S・H・R・西暦 年 月 日 ()
		住所 〒	Tel. Fax. 携帯.	
郵送物等の希望送付先・連絡先(自宅 ・ 勤務先 ・ その他 ↓下欄に住所・連絡先記入) 〒				
Tel.				
携帯.				

利用申込艇 (ボート ・ ヨット ・ PWC)

艇体	フリガナ 船名	メーカー	艇長さ	m
		モデル名	艇体NO.	
機関	メーカー	馬力		
	モデル名	E. No.		
保険会社名		種類		
艇購入店名		Tel	担当者	
ご紹介	有 ・ 無	ご紹介者様名:		

※船検証・検査手帳・契約代表者船舶操縦免許証コピー添付

【個人情報の取り扱いについて】

ご記入いただきました個人情報は、下記の範囲で利用させていただきます。

- (1) 利用の目的 新規保管契約に係る事前審査
- (2) 利用の範囲 ヤマハマリーナ(株) 承り部署に限る。
- (3) 利用の期間 当用紙は事前審査終了後廃却
但し保管契約締結時には契約有効期間及び満了後3ヶ年間保管後廃棄いたします。

【弊社記入欄】

上記、申込者の艇置契約を承認いたします。

営業所責任者	ハーバー課課長

共同所有者及び使用予定者名簿

申請者	氏名		
	住所	〒	
共同所有者及び使用予定者	氏名	住所・電話番号	
	1		〒 Tel
	2		〒 Tel
	3		〒 Tel
	4		〒 Tel
	5		〒 Tel

滋賀県条例に基づく表明・誓約書

弊社は「滋賀県暴力団排除条例」の趣旨に則り、お取引いただくすべてのお客様に、下記事項についてご確認いただいております。
何卒、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

私は、下記の事項について誓約します。

なお、下記2・3の事項について、管理者が必要な場合には、滋賀県警察その他関係機関に照会することについて承諾します。

記

- 1 私はヤマハマリーナ琵琶湖を使用するに際し、マリーナの定めるマリーナ利用契約、利用規則ならびに関連法令を遵守します。
万一、これらの法令等を遵守せず、秩序ある利用が出来ないと管理者が判断された場合には、マリーナ利用契約を解除されても異議はありません。
- 2 自己及び共同所有者ならびに使用者・同行者、または自社もしくは自社の役員等は、次の次号のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 上記（1）から（5）までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 3 2の（2）から（6）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人または個人ではありません。

西暦 年 月 日

ヤマハマリーナ株式会社
琵琶湖営業所長 阿部 伸生 殿

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所

[法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名]

(フリガナ)

氏 名



(注) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することが出来ます。

※ご記入いただきました個人情報(適正に)管理し、利用目的以外の用途では使用いたしません。